

令和5年度

第1回やまぐち部活動改革推進協議会

所管説明事項

令和5年5月24日（水）

山口県教育庁 学校安全・体育課

山口県観光スポーツ文化部 スポーツ推進課

1. 令和5年度県の取組について
2. 地域クラブ活動について

運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について

✓ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)

生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、**地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施**されることを目指す。

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備**を進める。

✓ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(中教審答申・平成31年1月) 抜粋

特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。**

✓ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議(衆・令和元年11月、参・12月) 抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、**部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。**

✓ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月) 抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、**令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**

(参考)これまでの経緯

	R3	R4
国	<ul style="list-style-type: none">○全国各地域で実践研究の開始(~R4)○地域移行に関する検討会議 (運動部・文化部)	<ul style="list-style-type: none">○運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 スポーツ庁へ提出(6月)○文化部活動の地域移行に関する検討会議」提言 文化庁へ提出(8月)○<u>「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定</u>
県	<ul style="list-style-type: none">○実践研究の開始 (~R4)○やまぐち部活動改革推進協議会の設置(10月)	<ul style="list-style-type: none">○ やまぐち部活動改革推進協議会の開催○ 実践研究の実施○ 県・市町担当者オンライン会議の開催○ <u>県方針等の策定に向け検討開始</u> <p>※山口県学校部活動の在り方に関する方針(改訂版)の策定(2月)</p>

部活動改革ポータルサイト 開設

～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けて～

自治体の方
へ

保護者・生
徒の方へ

団体・指導
者の方へ

地域の方へ

- 部活動改革に係るこれまでの資料
- 広報資料・QA
- 全国の取組紹介 など

学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に
向けて、必要な情報を一元的にまとめられたサイト

【アドレス】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

1. 令和5年度県の取組について

(1)部活動改革に係る周知・理解の促進

- ① HPやリーフレットによる広報
 - 県のホームページにて、背景・趣旨や国の動向、県の取組について情報発信
 - リーフレットの作成により、各関係者への周知

(学校安全・体育課)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/152594.html>

(スポーツ推進課)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/96/168888.html>

- ② やまぐち部活動改革セミナーの開催(11月～予定)
 - 教職員・関係団体等を対象とした、国及び県の方向性や具体的取組の周知・理解促進

(2)実証事業の実施

(県所管:スポーツ推進課・文化振興課)

- 国委託事業を活用し、希望する市町において、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施

※現在、国との調整中

(3)地域移行体制の構築に対する支援

【各市町における協議会や説明会の開催等への支援及び指導・助言】

(県所管:学校安全・体育課 義務教育課)

- 各市町における連携体制の構築や、部活動改革の背景・趣旨、方向性等の関係者への周知等に係る支援等

【公立中学校における部活動指導員の配置】

(県所管:学校安全・体育課 義務教育課)

- 休日における部活動の段階的な地域移行を円滑に推進し、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図るため、技術指導が困難な部活動に対し、専門的な指導や大会への引率等を行う部活動指導員を配置

(4)地域移行体制の構築に対する支援

【広域人材バンク及びポータルサイトの設置】

(県所管:スポーツ推進課)

- 指導者や受け皿団体、スポーツ・文化施設など県内のスポーツ・文化情報を一元化して提供できる広域人材バンク及びポータルサイトの設置

【実技指導等を行う指導者の研修会開催】

(県所管:スポーツ推進課)

- 地域の指導者等に対し、部活動の地域移行に係る指導の在り方、活動の運営等に関する研修を行い、指導者の資質維持・向上

県方針等の策定

(仮)山口県 新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針

【策定時期】

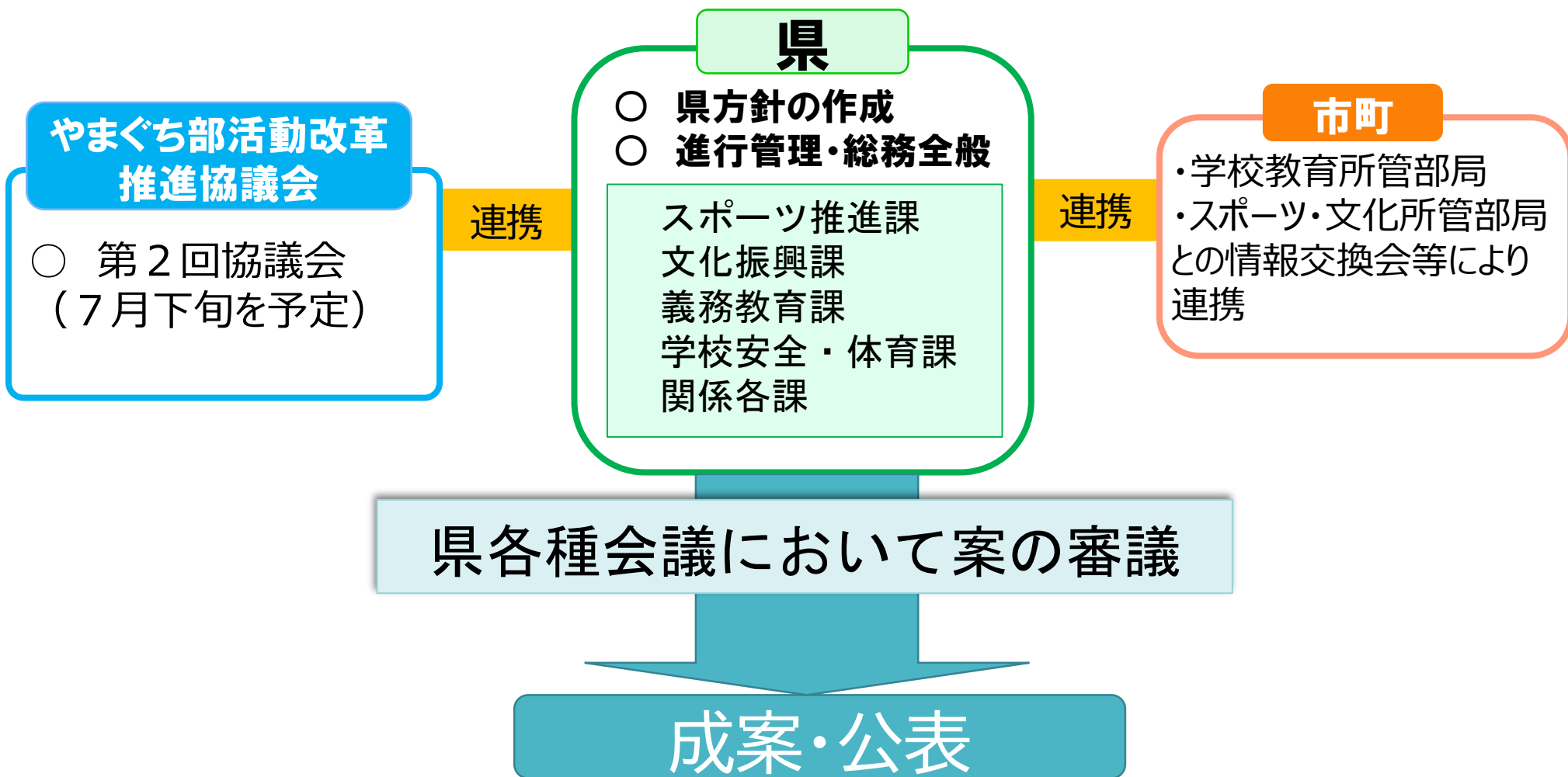
令和5年中を目途

【内容】

- 趣旨・背景
- めざす姿
- 生徒や地域等に対し見込まれる効果
- 具体的な取組内容
- スケジュール 等

県方針策定に向けた組織体制イメージ

(仮) 山口県 新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針



新たな地域クラブ活動について

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むにつれ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

《新たな地域クラブ活動の在り方》

- 公立中学校において、学校部活動が困難となる前に新たに地域クラブ活動を整備。
- 学校の教育課程外の活動として、社会教育(主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動)の一環としても捉えることができる。
- スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるもの。
- 学校と連携し、教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の充実を図ることが重要。
- 地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場を整備。
- 生徒のニーズに応じて複数の運動種目に取り組めるプログラムの提供。
- 中学生の生徒だけでなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、生涯を通じた運動習慣作りが促進されることを期待。



生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、
生徒の心身の健全育成を図るとともに、
地域住民にとってより良いスポーツ・文化芸術環境をめざす

《適切な運営や効率的・効果的な活動の推進》

参加者

○希望する全ての生徒を想定する。

従来の部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、文化活動所属・運動が苦手・障害のある生徒など

運営団体・
実施主体

[地域の組織・団体]

総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ協会、スポーツ推進委員、競技・文化芸術団体、クラブチーム、プロチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学 等

[学校と関係する組織・団体]

地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数校の部が統合して設立する団体 等

- ・関係者からなる協議会などにおいて、緊密に連携する体制を整備
- ・活動計画等を策定・公表
- ・活動中のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確

運営団体・・・各地域クラブ活動を統括する団体のこと

実施主体・・・地域クラブ活動を行う団体等のこと

※運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

※『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』（スポーツ庁）に準拠した運営

適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

指導者

- 専門性や資質・能力を有する指導者の確保
- 『学校部活動の在り方に関する方針【改訂版】』に準じた適切な指導
- 中央競技団体や文化芸術団体等が作成する指導手引きの活用
- ICTを活用した遠隔指導ができる体制整備
- 地域クラブ活動での指導を希望する教師等の兼職兼業

活動内容

- 生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に確保
- 他の世代向けに設置されている活動と一緒に参画
- 競技・大会志向で特定の種目や分野だけでなく、体験教室・体験型キャンプ、レクリエーション的な活動、シーズン制など複数種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、だれもが一緒に参加できる活動
- アーバンスポーツ、メディア芸術、ユニバーサルスポーツ、アート活動など複数の活動を同時に体験

適切な指導

- 「学校部活動の在り方に関する方針【改訂版】」(令和5年2月山口県教育委員会)に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定
休養日・・・週当たり2日以上(平日1日、週末1日以上)
活動時間・・・平日2時間程度、休日3時間程度
- ※ 中学校の定期試験前後の一定期間や市町共通の休養日の設定等の工夫

《適切な運営や効率的・効果的な活動の推進》

活動場所

- 公共スポーツ施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者などが有する施設。
- 地域の中学校をはじめ、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用。
- 学校施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れる等。
- 県、市町及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、地域クラブ活動の利用ルールを策定する。

会費の適切な設定等

- 可能な限り、低廉な会費を設定
- 施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮など、経済的に困窮する家庭の生徒への支援
- 地元企業等の協力により、支援を受けられる体制整備など
- 公正かつ適切な会計処理

加入の保険

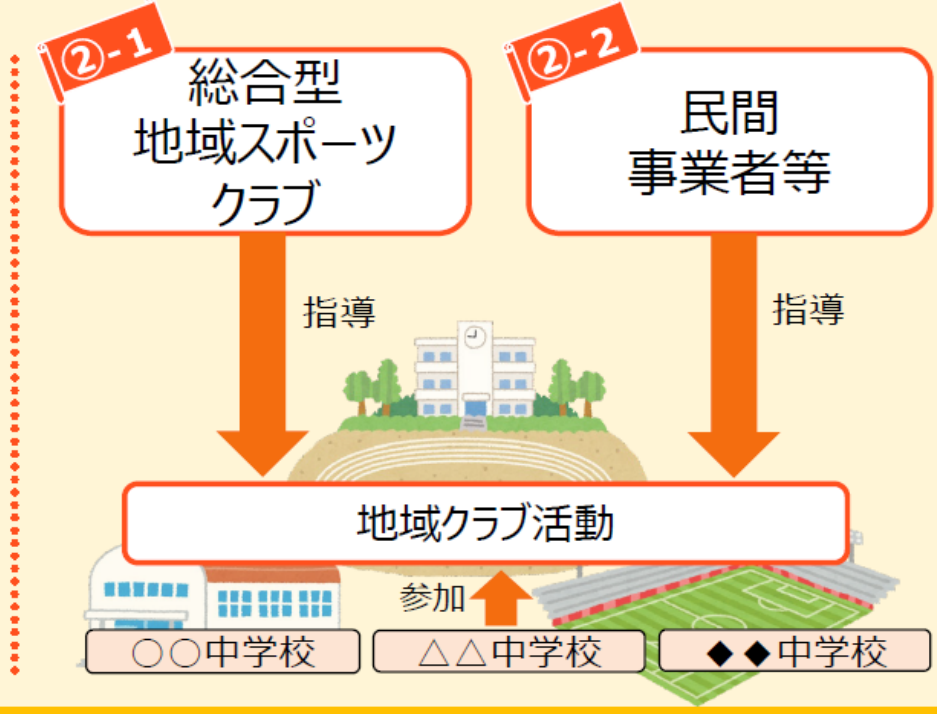
- 自身の怪我等を保証する保険や個人賠償責任保険への加入

学校との連携

- 平日と休日等で指導者が異なる場合、協議会等の場を活用し、活動方針、活動状況、スケジュール等の共通理解や情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で連携

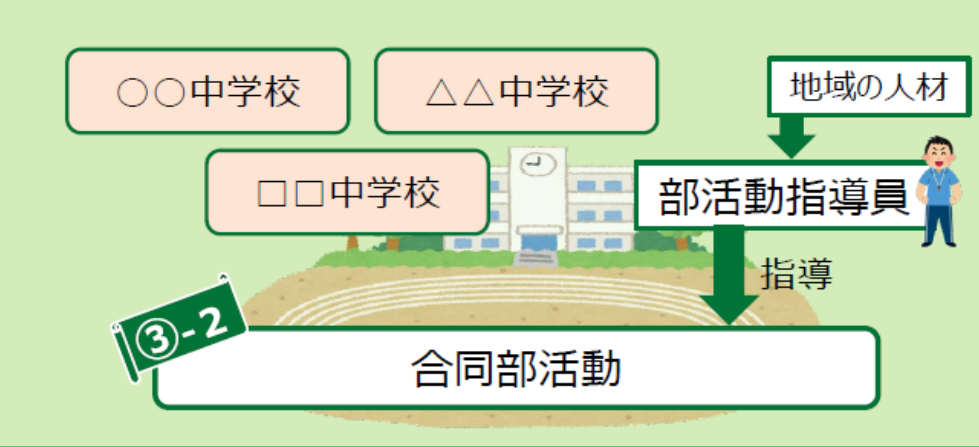
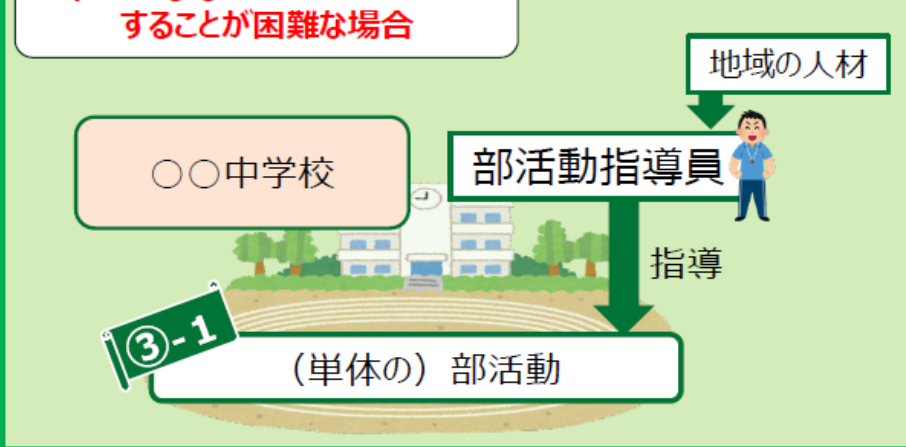
《休日学校部活動の地域連携・地域移行イメージ》

休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



《地域クラブ活動の要件》

- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは
区別することも想定される。
- 国のガイドラインを踏まえ、適切な地域クラブ活動として運営されることが望ましい。

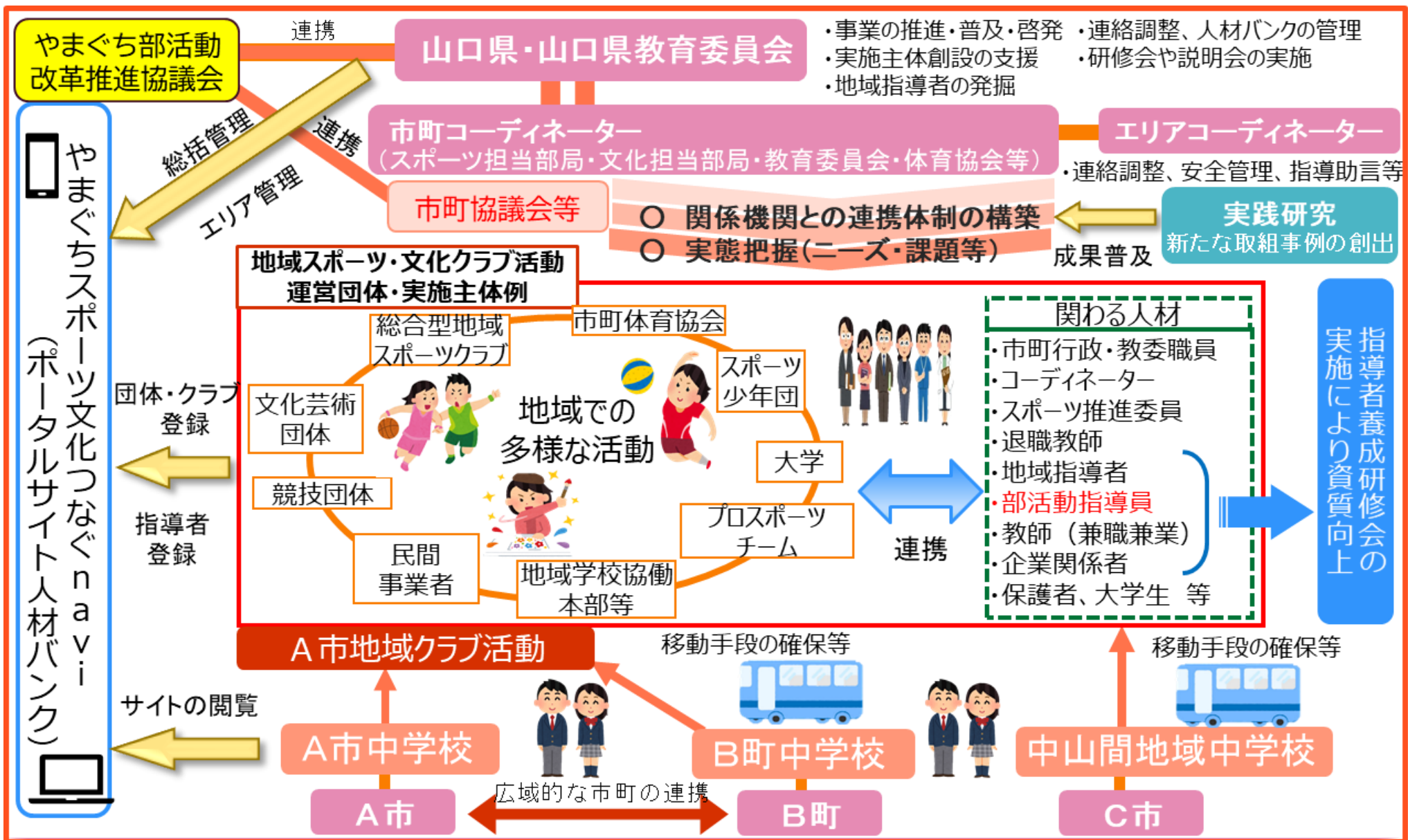
《地域クラブ活動の要件》

(例)

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること。
- 学校部活動の全部、または一部を引き受ける団体であること。
- 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること。
- 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること。
- 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市町が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること。

などの要件が考えられる。

《市町における地域クラブ活動のイメージ》



地域における持続的な子どものスポーツ・文化芸術活動の機会確保

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備の
ための具体的な検討事項(例)

《地域クラブ活動の環境整備にむけて》

○理念・運営体制に関すること

- ・ 検討体制、運営団体・実施主体等地域移行に関わる課題の整理（検討体制、運営団体・実施主体、指導者、活動施設等）
- ・ 「段階的」の捉え方や地域移行に向けたイメージ
- ・ 市町の枠を越えた広域的な連携をもった運営体制

○学校部活動の意義・役割の継承、学校との連携に関すること

- ・ 保護者や学校関係者が地域クラブ活動に取り組む生徒の活動の様子を把握する機会の確保
- ・ 休日部活動を地域連携・地域移行することへの保護者や地域住民の理解促進

○危機管理に関すること

- ・ 保険の加入
- ・ 危機管理体制、事故対応体制等の整備
- ・ 生徒間及び指導者のトラブルへの対応や学校管理外の責任の所在

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像のイメージ

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

各自治体における 地域クラブ活動とは…

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては
存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた
段階的な体制整備



地域の実情に応じ、
当面は併存

学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の
適切な配置により生徒の活動機会を確保

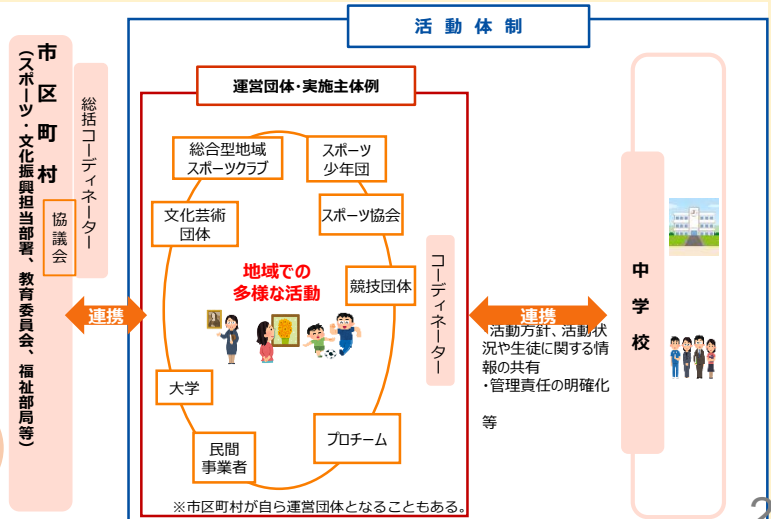
指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



【やまぐち型】

「子どものスポーツ・文化活動の機会確保・充実に向けた部活動改革」イメージ図

○ 中学生の子どもたちが自らの興味・関心に応じてスポーツや文化活動に親しめる機会を確保できる新たな環境を構築するという目標を達成するため、行政・各団体・学校・地域が一体となって推進

